

福井県環境教育協議会設置要綱

(設置)

第1条 環境教育の円滑な推進を図るため、福井県環境教育協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は次の事項について協議する。

- (1) 環境教育についての基本的な考え方に関すること。
- (2) 環境教育の推進方策に関すること。
- (3) その他環境教育について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者等のうちから、知事が委嘱または任命する。

3 委員の任期は、1年とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、会長は委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、県民生活部環境保全課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年7年18日から施行する。

委 員 名

(8 人)

氏 名	役 職 名
名 越 清 家	福井大学教育学部教授
政 野 澄 子	県連合婦人会会长
荒 井 利 次	県小学校校長会会长
奥 村 清 治	県P T A 連合会会长
山 口 達 郎	県商工会議所連合会専務理事
小 林 巍	福井新聞社取締役主筆
山 田 善一郎	県公民館連合会事務局長
山 田 時 雄	伸びゆく福井県民運動推進協議会 専務理事

福井県快適環境づくり推進連絡会議設置要綱

(設置)

第1条 快適環境づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、福井県快適環境づくり推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 快適環境づくりについての基本的な考え方に関すること。
- (2) 快適環境づくりに向けての施策に関すること。
- (3) その他快適環境づくりの推進に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、会長および委員で組織する。

- 2 会長は、県民生活部次長をもつてあて、委員は、別表第1に掲げる職にある者をもつてあてる。
- 3 会長に事故あるときは、環境保全課長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 会長は、必要に応じて委員以外の者に連絡会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。

(検討部会)

第5条 連絡会議に、アメニティ検討部会および環境教育検討部会を置く。

- 2 検討部会は、部会員で組織し、部会員は別表第2に掲げる課(室)の職員をもつてあてる。
- 3 検討部会は、第2条に定める事項について、調査研究を行う。
- 4 検討部会は、環境保全課長が招集し、これを主宰する。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、県民生活部環境保全課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成元年6月30日から施行する。

別表第 1

総務部	企画調整室調整監、市町村課長、
県民生活部	地域振興課長、生活文化課長、環境保全課長 自然保護課長
厚生部	社会福祉課長、衛生指導課長
商工労働部	商工振興課長、観光物産課長
農林水産部	総合農政課長、漁港課長、林政課長、森林保全課長 耕地課長、農村整備課長
土木部	監理課長、道路建設課長、道路維持課長、河川課長 港湾課長、砂防課長、都市計画課長、下水道課長 建築住宅課長、營繕課長
教育委員会	総務課長、指導課長、生涯学習課長、文化課長

別表第 2

環境教育検討部会							
生	活	文	化	課			
環	境	保	全	課			
自	然	保	護	課			
衛	生	指	導	課			
総	合	農	政	課			
漁		港		課			
林		政		課			
河		川		課			
指		導		課			
生	涯	學	習	課			